

重要事項説明書

令和8年1月5日改訂

この訪問看護サービス重要事項説明書は、利用者様が当事業所の訪問看護サービスを受けるに際し、あらかじめ利用者様やその介護者様に対し、当事業所の運営規定の概要や勤務体制、その他、重要事項を記したものです。

1.事業所の概要

名称	医療法人社団 桐光会 調布訪問看護ステーション 介護保険指定番号: 1367193493		
所在地	〒182-0034 東京都調布市下石原3-42-6 1階 電話:042-443-9765 FAX:042-443-9766		
所長	鷺坂 実豊子		
職 員	人員		
	職 種	常勤	非常勤
	管 理 者	1	1
	看 護 師	男性: 0 女性: 7	女性: 3 10
	理学療法士	男性: 2 女性: 1	女性: 1 4
	事 務	2	1 3
提供地域	介護保険	上石原 1・2・3丁目、下石原 1・2・3丁目、多摩川 1・2・3・4・5・6・7丁目 飛田給 1・2・3丁目、小島町 1・2・3丁目、布田 1・2・3・4・5・6丁目 富士見町 1・2・3・4丁目、染地 1・2・3丁目 深大寺元町 1・2・3・4・5丁目、深大寺南町 1・2・3・4・5丁目 深大寺北町 1・2・7丁目、深大寺東町 1丁目 調布ヶ丘 1・2・3・4丁目、佐須町 1・2・3・4・5丁目 国領町 1・2・3・4・5・6・7・8丁目、柴崎 1・2丁目、菊野台 1・2・3丁目 ※その他の地域は、要相談とします。	
	医療保険	調布市・三鷹市・府中市・狛江市・稻城市(当事業所より半径5km圏内) ※その他の地域は、要相談とします。	
サービス 提供時間	月～金: 9時から17時30分 土・日・祭日及び年末年始休み(12月30日～1月3日は休み、但し、緊急時対応可能)		

2. 事業所の運営方針

事業者は利用者に対し、介護保険利法令及び医療保険の契約にしたがって利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために訪問看護サービスを提供します。

3. サービスの内容

調布訪問看護ステーションは、主治医の指示書に基づき利用者の居宅に看護師等を派遣し訪問看護計画を作成し、サービスを提供します。

主なサービス内容

- (1)病状の観察、主治医への報告
- (2)医師の指示による医療処置(褥瘡処置やカテーテル管理、および点滴処置等)
- (3)入浴介助や清拭などの清潔ケア・排泄のコントロール等
- (4)ターミナルケア(在宅での看取りなど)
- (5)理学療法士によるリハビリテーション
- (6)ご本人、ご家族様の精神的支援
- (7)各機関との連携及び調整
- (8)その他

4. 利用料金

介護保険

(単位:円)

	看護師						理学療法士		
	通常時間帯		夜間又は早朝		深夜		時間	通常時間帯	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防		介護	予防
20分未満			4,364	4,211	5,237	5,054	20分	3,269	3,158
30分未満	5,237	5,015	6,546	6,268	7,856	7,522	40分	6,538	6,316
30分～60分未満	9,151	8,829	11,439	11,036	13,727	13,243	60分	9,807	
60分～90分未満	12,543	12,120	15,679	15,151	18,815	18,181			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66								
長時間訪問看護加算	3,336 (特別管理加算の対象者のみ)								
複数名訪問加算 30分未満	2,824								
30分以上	4,470								
緊急時訪問看護加算	6,672								
特別管理加算 I	5,560								
II	2,780								
退院時共同指導加算	6,672								
初回加算 退院日に初回訪問	3,892								
それ以外	3,336								
終末期看護加算	27,800								

夜間・早朝(18時～22時・6時～8時) 深夜(22時～6時)

(実費利用料)

(単位:円)

衛生材料費等	実費
死後の処置料	14,000(税抜)
保険外(居宅外・訪問看護以外)のサービス	実費(保険の10割負担)

介護保険負担割合証の負担割合に応じた利用料をご請求致します

医療保険

基本利用料	75歳以上で後期高齢者医療被保険者証	一般の方	1割負担
		一定所得以上の方	2・3割負担
	74歳以下	各種健康保険に従った負担金	
	特定医療費受給者証をお持ちの方	一部負担	
	自立支援医療費受給者証をお持ちの方	公費負担	
	障・原・親・乳・子医療券のある方		
	生活保護被保険者		
	社会保険・国民健康保険	本人・家族	3割負担
	早朝・夜間加算	6時～8時、18時～22時	2,100円
	深夜加算	22時～6時	4,200円
その他	交通費	なし	
	衛生材料費等	主治医での処方となります	
	死後の処置	14,000円(税抜)	
	保険外のサービス	実費(保険の10割負担)	

5. お支払いの方法について

毎月15日頃に請求書をお送りいたします。

毎月27日(休日の場合は翌営業日)に前月分を銀行口座より引き落としとさせていただきます。

入金確認後、領収書をお送りいたします。

6. キャンセルについて

やむを得ずキャンセルされる場合は、前日までにご連絡ください。キャンセル料はかかりません。

営業時間以外は留守番電話になっております。利用者様の住所と名前、理由を伝言にお入れください。

7. 訪問日・訪問時間について

介護保険は毎月ケアマネージャーからの利用票が送られます。医療保険はご本人、ご家族様の希望に沿って対応いたします。人員不足等でご希望に沿えかねない場合がございます。
また、変更等があった場合は振替え等の対応をしております。担当者にご相談ください。

8. 緊急対応

本事業所は緊急対応・24時間対応の体制を整えており緊急電話で連絡対応をしております
訪問看護サービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合又はその他
必要な場合は、速やかに主治医へ連絡するとともにその必要な措置を講じます。

緊急携帯番号 090-8462-8979(ご利用には契約の同意が必要です)

9. 天災・社会紛争

地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、当事業所の責めによらない火災、
その他の不可抗力によりサービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能については、
その責任を負わないものとします。

10.虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、
その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備を行います。
- ③従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の
必要な措置を講じます。
- ④事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を
受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥事業者は、利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため
緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ⑦やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともに
その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ⑧虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者:管理者 鶩坂実豊子

11.衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を
おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12.業務継続に向けた取り組みの強化について

- ①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、
及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、
当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13.ハラスメント

事業者は、働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①-1.身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為

①-2.個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

①-3.意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. その他

訪問看護ステーションの看護学生実習への協力のお願い

学生たちが社会的に貢献できる質の高い人材として育ちますよう、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

感染予防のために手洗い、うがい等を推奨し実施しています。訪問看護前後に手洗い場の提供にご協力をお願いいたします

ご利用様及びご家族様からのお心遣いや飲食のもてなしなどご遠慮いたします。

15. 苦情相談窓口

窓口名称	調布訪問看護ステーション
電話番号	042-443-9765
対応時間	月から金 9時～17時30分 ※土・日・祝日・年末年始 休 (12月30日～1月3日は休日の為不可)
管理者	所長 鶩坂 実豊子

16. 行政窓口

窓口	住所	電話番号
調布市役所 高齢者支援室 介護給付係	調布市小島町2-35-1	042-481-7321
三鷹市役所 健康福祉部 高齢支援室	三鷹市野崎1-1-1	0422-45-1151
府中市役所 福祉保健部 高齢支援課介護保険係	府中市宮西町2-24	042-335-4021
狛江市役所 介護保険課	狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-4291
稻城市役所 高齢福祉課 介護保険係	稻城市東長沼2111	042-378-2111
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護相談指導係	千代田区飯田橋3-5-1	03-6238-0177

17.訪問看護の実施記録及び個人情報について

調布訪問看護ステーションは、訪問看護の実施記録をいつでも開示できます。

個人情報利用目的については別紙にて説明いたします。

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住所

氏名

印

【代理人】

住所

氏名

印

続柄()

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者所在地 東京都調布市下石原3-42-6 1階
名 称 医療法人社団 桐光会
調布訪問看護ステーション
理事長 山田 亜矢 印

説 明 日 令和 年 月 日

所 属 調布訪問看護ステーション

説 明 者 所 長 鶩坂 実豊子 印